

# 一関清掃センターでは新焼却炉建設が浮上



一関清掃センター

新焼却炉予定地付近から見た一関清掃センター（煙突）



新焼却炉予定地周辺



# 新焼却炉反対署名2500人分を提出

## 「狐禅寺の自然環境を守る会」



- 「狐禅寺の自然環境を守る会」は従来から環境汚染に対して反対の声を上げて活動。
- は2000年には狐禅寺地区生活環境対策協議会と「新たなごみ焼却施設を建設しない」との覚書を交わす。
- 同会はこの覚書を盾に新焼却炉建設絶対反対として運動を強化。
- 測定プロジェクトもすでに寺崎前地区「守る会」の菊地氏の仲介で狐禅寺「守る会」共同代表の高橋佐悦氏と連携。
- 既存焼却施設(電気集じん式でバグフィルター方式よりも集じん率は低いと言われています)周辺のリネン吸着法調査や土壌汚染調査を計画中。

# 処理の進まない農林業系廃棄物

- 農林業系廃棄物とは牧草だけでなく放射能により汚染された稲わら、たい肥、きのこ原木(ほだ木)などの廃棄物。従来は牛の餌、堆肥、水田や田畑へのすき込みなどでリサイクル。
- しかし放射能汚染により農家などは敷地内に保管せざるをえず負担になっている。

## 指定廃棄物の数量 (平成28年12月31日時点)

数量は以下の通り。

都道府県	焼却灰				浄水発生土(上水)		浄水発生土(工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)												
岩手県	8	199.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	275.8	10	475.6
宮城県	0	0	0	0	9	1,014.2	0	0	0	0	3	2,271.5	29	126.7	41	3,412.4
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.2	1	0.2
福島県	411	120,694.5	151	3,907.5	35	2,261.2	5	203.1	93	10,706.5	44	3,908.5	125	16,255.5	864	157,936.8
茨城県	20	2,380.1	0	0	0	0	0	0	2	925.8	1	0.4	3	229.4	26	3,535.7
栃木県	24	2,447.4	0	0	14	727.5	0(1)	0(66.6)	8	2,200.0	27	8,137.0	6	21.3	79	13,533.1
群馬県	0	0	0	0	6	545.8	1	127.0	5	513.9	0	0	0	0	12	1,186.7
千葉県	46	2,719.4	2	0.6	0	0	0	0	1	542.0	0	0	13	444.5	62	3,706.5
東京都	1	980.7	1	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	981.7
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2.9	3	2.9
新潟県	0	0	0	0	4	1,017.9	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1,017.9
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8.6	1	8.6
合計	510	129,421.9	154	3,909.1	68	5,566.6	6	330.1	109	14,888.2	75	14,317.4	183	17,364.9	1,105	185,798.1

※栃木県の浄水発生土(工水) (1件、66.6 t) は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水) に含めた。

- **基準の8,000ベクレルに近い農林業系廃棄物、指定廃棄物にはなっていないが部分的に8,000ベクレルを超えている農業系廃棄物が相当量あることが推察される。**

# 環境省の新たな焼却推進策

## 「農林業系廃棄物処理加速化事業」

- 目的:「農林業系副産物が、**・・農家の敷地内等に滞留し、生活環境等に大きな影響を及ぼしています。これらの農林業系廃棄物の処理を推進するため、市町村、一部事務組合又は広域連合に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助します。**」
- 交付の対象及び交付率(抜粋):以下すべて1/2の補助  
仮設処理施設の設置費(調査・設計費含む)  
土地借り上げ費、土地の整地  
仮設処理施設の撤去費  
既存処理施設の改造費 等



実質的に焼却炉増強、建て替え、仮設焼却炉建設などに補助金をばら撒く。焼却炉建設、大型化などで焼却炉メーカー、ゼネコンや清掃事業組合に金をばら撒いて一挙にすすめようという意図。

# まとめ(1)

焼却炉で混焼することは細かいダスト状の煤塵として放射能を周辺に再拡散させるだけでなく、回収する飛灰の濃度も8,000ベクレル以下にコントロールすることで、飛灰も一般廃棄物として処理可能となってしまう。

結局、混ぜて、薄めて、漏らして(煤塵)、ばら撒く(飛灰)計画。

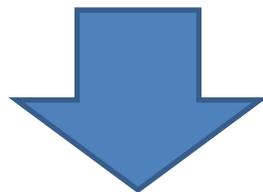
放射能は結局環境中にばら撒かれ確実に健康被害をもたらします。しかもそこにゼネコンへの金のばら撒きが重なっています。環境省のこのような計画を許すことはできません。

各地の運動と連携して焼却のストップを。

## まとめ(2)

環境の規制基準なくして

ゴミの処理だけ進めようとする、際限のない希釈・拡散を許す汚染拡散法になってしまう、それを循環型社会形成推進法に合わせると汚染ゴミの再利用となる。



環境基本法に放射性物質の環境基準を盛り込むことが必要。